

令和 7 年 9 月 25 日

木島平村代表監査委員 勝山 卓 様

木島平村長 日基 正博

令和 6 年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見の対応について

令和 7 年 7 月 30 日付け 7 木監査第 16 号による令和 6 年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について、次のとおり対応します。

第 3 総 括

- (1) 本年度の村税の不納欠損額は現年度分と過年度分合せて 11,793 千円となっている。その要因を再度検証し、今後も公平性・平等性の観点と財源確保のため、引き続き回収に努力されたい。

なお、不納欠損処理は最終手段であり、不納欠損処理につながらないよう滞納が発生した際は、初期の段階で早期回収に努められたい。

対応

不能欠損処分は、地方税法に基づき今後の滞納処分が不可能と判断され執行停止処分を行ってから進めています。執行停止の主な要因は、法人の登記が閉鎖になっているもの、被相続人死亡に伴う相続人の相続放棄など、やむを得ないものとなっています。

今後も、税負担の公平性を欠かないよう、滞納整理の早期着手、滞納の早期回収及び適切な執行停止に取り組んでまいります。

- (2) 各所管で実施している補助事業について、補助金交付要綱等を定めずに補助金交付事務が行われていた事例が認められた。規定が定められていないものは整備し、適正に事務処理をされたい。

対応

村の補助金及び負担金等については、木島平村補助金等交付規則に基づき交付事務を行っています。このほか、補足が必要なものや村民などに交付する補助金などについては事業ごとに要綱を作成しています。今後も適正かつわかりやすい事業実施のため、必要に応

じて補助金交付要綱の作成に努めてまいります。

- (3) 木島平ジャンプ競技場については、トレーニングや大会の開催等の利用がほとんどなく、選手育成の施設としての目的が達成できていない状況の中、施設の老朽化も進み、さらに維持管理費が多額になることが懸念される。今後の施設のあり方について早急に検討されたい。

対応

村内ジャンプ競技関係者、ジュニア利用者及び保護者に参集いただき関係者会議の中で、ジャンプ競技場の今後についての考えや要望等を聞き、村として検討を行うこととします。また、並行してジャンプ競技場を所有する近隣市村とも協議を行い、将来的に競技場を廃止した場合においても、現ジュニア利用者の練習に支障が来さない様に図って行くこととします。

- (4) 村有財産賃貸借契約や村の受託事業契約で契約期間が既に終了しており、契約の更新手続きがされていないものが認められた。他にも同様の案件がないか改めて確認し、適正に事務処理をされたい。

対応

各種契約については、内容も含めて点検を行い適正に契約事務が執行されるよう進めてまいります。

- (5) 事務処理の適正化対策については、内部けん制機能を活かすことが重要である。各業務の事務処理が適正に行われているか複数職員によるチェックを確実にを行い情報を共有するなど、内部けん制の強化により事務処理ミスの防止に努められたい。

対応

業務の内容が多様化複雑化する中、一人が複数業務を担う状況はますます進むものと考えられ、システム化が進むことにより業務が見えづらくなっていることは認識しています。職員の綱紀粛正に関する要綱第4条第2項に基づき、相互けん制体制の整備充実を図るとともに、業務の効率化を進め複数でのチェック体制の確立を図ることで事務処理ミスの防止に努めてまいります。

(6) 熊による人身被害が村内で発生した。今後、このような事故が起きないように万全の対策を講じられたい。

対応

熊による人身被害が発生したことは、誠に遺憾であり、関係機関（地域振興局、警察、猟友会）と連携を密にし、村民への情報提供や啓発活動を行い、同様の事故が再発しないよう対策を講じてまいります。

なお、クマの出没は、広域化・日常化していること、また職員体制にも限りがあるため、常備消防による救急・火災対応のように即応的な対応を執ることは困難です。このため通報を受けてから現場対応までには一定の時間を要することについて、ご理解くださいますようお願いいたします。

第4 財政の構造

村債については令和6年度の発行額が204,109千円、元利償還金残高は定期償還に加え繰上償還等を実施し前年度末の89.3%となる2,739,981千円となった。基金については、441,073千円の取り崩しを行ったが基金積立も実施し、基金残高は前年度末より40,893千円増の101.4%で2,950,836千円となり、基金残高が村債残高より上回った。

実質公債費比率が11.0%で前年度対比2.2ポイント改善された。実質公債費比率は令和3年度をピークに減少に転じ、今後も緩やかに下降していくものと予想されている。しかしながら財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後も総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法によるその他3指標についても、引き続き数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

対応

指標に示すとおり村の財政状況については健全な状態であり、実質公債費比率については、来年度以降も緩やかに改善するものと見込まれます。

今後も、公共施設等総合管理計画に基づき適切に公共施設の維持管理を進めていくとともに、財政4指標の数値に注視しながら健全財政を維持してまいります。